



一人で悩まず、まず相談

● ストーカー

恋愛感情や好意の感情、またはその感情が満たされなかったことへの怨みなどの感情を充足する目的で、あなたやあなたの身近な人に、つきまとい等を繰り返し行うことはストーカー行為になります。

警察では、相談内容に応じて、相手への警告、ストーカー規制法に基づく援助、その他の保護対策等を実施します。



● DV

配偶者や内縁関係者等からの殴る蹴るなどの身体的暴力、言葉による精神的暴力（性的行為の強要、暴言など）はDVになります。

警察では、被害者の申出に応じて、加害者への指導警告や検挙措置、DV防止法に基づく援助、保護命令制度の説明、その他の保護対策を実施します。



● AV出演強要

全国的にアダルトビデオ（AV）への出演強要が問題となっています。

若い女性をターゲットに、モデルやタレント事務所等への勧誘を装い甘い言葉をかけ、AVへの出演を強要するスカウト達があります。

スカウトからしつこく勧誘された場合は、警察に通報してください。



**あなたは悩んでいませんか？
被害の未然防止、拡大防止のため、
早期に警察に相談してください。**

【相談窓口】

ストーカー・DV相談電話 078-371-783

赤穂警察署 0791-43-0110

